

山 監 第 N 3 1 0 4 - 1 0 号

平成 2 6 年（2014 年） 1 2 月 5 日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 白 川 英 夫

山陽小野田市監査委員 小 野 泰

記

平成 2 6 年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

(総合政策部関係)

1 管財課

[問題点 契約事務について]

土地賃貸借契約に係る普通財産貸付料の算出額に誤りがある。関係法令等を遵守し、適切に処理されたい。

[改善措置]

普通財産貸付料を誤って算定していた土地賃貸借契約 1 件について、賃借料の額を正しい金額に変更する内容の変更契約を締結し、誤りを是正しました。

今後は、確認を厳にし、再発防止につとめ関係法令を遵守します。